

# 会 務 執 行 規 則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）定款第 28 条の規定に基づき会務執行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (構 成)

第 2 条 定款第 3 条の目的を以って入会した正会員により構成する。

### (委 嘱)

第 3 条 会務執行に関する範囲を定めた事項は前条の正会員より選出された理事会に委嘱する。

## 第 2 章 会 員

### (会 員)

第 4 条 会員は、定款第 5 条第 1 項 1 号・2 号の定めによる。

### (会員の資格)

第 5 条 正会員の資格は、定款第 5 条第 1 項 1 号による。

### (入 会)

第 6 条 正会員の入会は、定款第 6 条に規定するもののほか、次条に規定する諸届けを必要とする。

### (入会手続)

第 7 条 入会手続は、別に定める様式で次の書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 正会員については、入退会審査規程に規定するもののほか、別に定める入会に必要な書類

(2) 賛助会員については別途理事会が定める入会申込書

(入会審査)

第 8 条 入会審査に必要な事項については、入退会審査規程に定める。

(退会手続)

第 9 条 正会員が退会しようとする場合は、定款に規定するもののほか、次の手続を経て、理事会の承認を得なければならない。

(1) 退会しようとする日より少なくとも 14 日以上前までに、退会理由の説明を理事長に書面にて提出しなければならない。

(2) その他、退会に必要な事項については、入退会審査規程に定める。

2 賛助会員の退会については、前項各号を適用する。

(戒告及び権利の停止)

第 10 条 定款第 9 条第 1 項に規定するもののほか、正会員が次の事項に該当するときは、理事会の決議を経て、戒告及び権利を停止することができる。

(1) 定款及び諸規則又は総会の決議に違反する行為

(2) 本協会の目的に反する行為、又は正会員としての義務を怠り、本協会の秩序を乱すおそれのある行為

(3) 正会員としての品位を著しく損ない、本協会の名誉をき損する行為

(4) 正会員内の 3 分の 1 以上の連名を以って戒告及び権利停止の申し出があった正会員の行為

(5) 会費を 3 ヶ月以上滞納したとき

2 この処分が付そうとするときは、定款第 9 条第 2 項の規定を準用する。

3 賛助会員についても本条を準用する。

### 第 3 章 会費及び入会金

(入会金)

第 11 条 入会金は総会の決議を得て、会費納入規程に定める。

(会費及び会費の納入)

第 12 条 会費は、定款第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり定める。

ただし、同条第 3 項の臨時会費は、理事会で決議し総会の承認を得なければならぬ。

- (1) 正会員の月額会費は、会費納入規程に定めた額
  - (2) 賛助会員については、会費納入規程の定めによる額
- 2 定款第 7 条第 1 項の規定に基づく会費の納入は月末締切とし、本協会より書面請求のあった額を翌月末日までに、本協会の指定する方法により入金するものとする。
- 3 その他会費の納入については会費納入規程の定めによる。

## 第 4 章 表 彰 及 び 懲 戒

(表 彰)

第 13 条 正会員のうち、特に本協会に功労のあったものは、別に定める表彰・懲戒規程により表彰する。

(懲 戒)

第 14 条 正会員が定款第 9 条及び本規則第 10 条第 1 項各号並びに役員服務規程第 8 条・第 9 条に規定する事項に該当し、処分しようとする場合は、別に定める表彰・懲戒規程による。

## 第 5 章 役 員

(役 員)

第 15 条 定款第 11 条に規定するもののほか、理事の内より次の役員を置くことができる。

- (1) 常務理事 ..... 1 名

(選任)

第 16 条 定款第 13 条第 1 項に規定するもののほか、理事・監事の選任については、別に定める役員(理事・監事)の選任に関する規程による。

- 2 前条に規定する常務理事については本協会理事長が推薦できる。
- 3 前項により推薦されたものについては理事会の承認を得るものとする。

(職務・権能)

第 17 条 役員は、定款第 14 条各項号に規定するもののほか次の職務・権能を行う。

- (1) 専務理事は、理事長を補佐し、本協会の業務を執行する
- (2) 常務理事は、理事長、副理事長、専務理事を補佐し、本協会の会務を執行する
- (3) 監事は、法令で定める職務及び監事・監査規程の職務を執行する

## 第 6 章 会 議

(種 類)

第 18 条 定款第 18 条第 2 項及び第 27 条に規定する以外に、次の種類を置くことができる。

- (1) 三役会
- (2) 専門委員会

(総会の決議事項)

第 19 条 次の事項は、定款第 19 条に規定するもののほか、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 会費及び入会金の額の決定
- (5) 予算及び決算の承認
- (6) 役員を選任及び解任並びに役職の一時停止
- (7) 正会員の除名
- (8) 解散

(理事会の決議事項)

第 20 条 定款第 33 条に規定するもののほか、会員の戒告及び権利の一時停止をすることができる。

## 第8章 雑則・細則

(正会員および賛助会員の名称使用)

第21条 正会員及び賛助会員の名称使用については、別に定める正会員及び賛助会員の名称使用に関する規程による。

(慶弔事)

第22条 正会員及び賛助会員の慶弔事由については、別に定める慶弔・見舞金規程による。

(事務局)

第23条 定款第42条各項に規定のほか、事務局職員については、別に定める事務局規程、賃金規程、退職金規程及び就業規則等による。

(訴訟等)

第24条 本協会役員及び事務職員が職務遂行上、訴訟を提起されたときは、本協会に対応するとともに、裁判費用は本協会負担とする。

(協会財産の処分の権限)

第25条 協会財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(効力)

第26条 本規則の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規則の効力発生日をもって失効する。

(細則)

第27条 この会務執行規則に定めるもののほか、会務執行のために必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

### 附 則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月14日 理事会 承認
---	----------------	--------------------